

# 東京都生計分析調査の概要

## 1 調査の目的

東京都生計分析調査は、都の世帯(単身者等の世帯を除く。)を対象として生計収支の調査を行い、収入階層別、生計支出階層別、世帯類型別、世帯人員別などの属性による集計結果を通して都民の暮らし向きの実態を明らかにするとともに、都行政における福祉、労働、消費者対策、その他社会経済上の各種施策を立案及び実施するための基礎資料を提供することを目的としている。

## 2 根拠法規

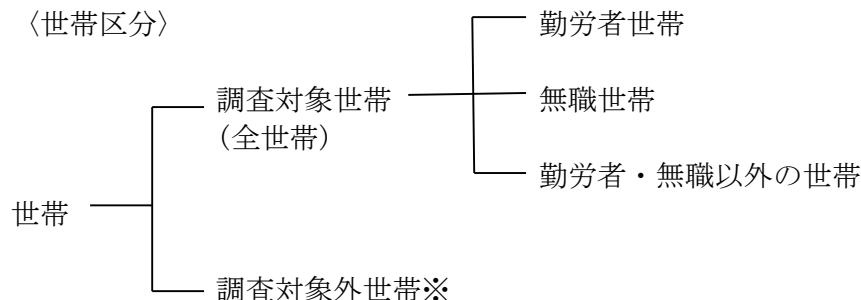
- (1) 東京都統計調査条例(昭和32年東京都条例第15号)
- (2) 東京都統計調査条例施行規則(平成2年東京都規則第213号)
- (3) 東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則(平成3年東京都規則第25号)
- (4) 東京都生計分析調査要綱(平成3年総務局長決定)

## 3 調査の開始

昭和47年7月

## 4 調査の対象

東京都の区域内に居住する世帯のうち、単身世帯等を除いた世帯を対象とし、世帯主の就業状態等により、以下の区分に分類する。



- 世帯・・・住居及び生計を共にしている人の集まり  
世帯主・・・世帯の生計上の主たる収入を得ている人  
勤労者世帯・・・世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などで雇われて勤めている世帯  
無職世帯・・・世帯主が無職の世帯  
勤労者・無職以外の世帯・・・世帯主が会社・団体の役員、自営業者、個人経営者などの世帯

※ 次に掲げる世帯は調査対象から除外している。

- (1) 単身者世帯
- (2) 外国人世帯
- (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋(寄宿舍を含む。)を営む併用住宅の世帯
- (4) 賄い付き同居人のいる世帯
- (5) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (6) 世帯主が長期間不在(3か月以上)の世帯

## 5 調査世帯の選定

標本調査の方法を採用し、標本の抽出は、令和2年国勢調査調査区一覧表を基に、東京都市部（家計調査対象の八王子市、立川市、府中市、狛江市を除く。）の一般世帯（約145万世帯）から単身者等の調査対象外世帯を除いた約85万世帯の中から、層化三段抽出法により行う。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (1) 第一次抽出単位（市※1）     | 18市     |
| (2) 第二次抽出単位（調査単位区※2） | 42調査単位区 |
| (3) 第三次抽出単位（世帯※3）    | 252世帯   |

※1 人口規模及び国勢調査の一般調査区数を基に層化して選定する。

※2 調査単位区とは、国勢調査のために設定された調査区を用い、隣接する2調査区をもって1単位区とする。

各市の調査単位区数は、一般調査区数を基に按分して決定する。

※3 1単位区当たりの調査世帯数は6世帯とする。6世帯は、調査単位区内に居住するすべての世帯を記載した単位区世帯名簿における各世帯区分（勤労者、無職、勤労者・無職以外）の適格世帯数に比例して配分する。

配分された数の世帯を各世帯区分別に乱数表を用いて無作為に選定する。

## 6 調査事項

- (1) 毎月の収入及び支出に関する事項。ただし、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯は、支出に関する事項
- (2) 年間収入に関する事項
- (3) 世帯の構成員及び住居に関する事項
- (4) 上記に掲げるもののほか、生計に関する事項

## 7 調査の期間

調査は毎月行う。1つの調査世帯について6か月間継続して調査を行い、7か月目に他の世帯と交替する。交替は調査単位区ごとに行い、全体として毎月6分の1の調査単位区で交替する。

## 8 調査の方法

### (1) 調査の系統

都知事（総務局統計部）—— 調査員 —— 調査世帯

### (2) 調査依頼

ア 調査員は、指定された単位区の区域に居住する全ての世帯を記載した単位区世帯名簿を作成する。

イ 都は、単位区世帯名簿の適格世帯から各世帯区分の別に乱数表を用いて調査予定世帯を無作為に抽出する。

ウ 調査員は、調査予定世帯を訪問し、調査の依頼をする。

### (3) 調査票の申告方法・調査時期

#### ア 家計簿

自計申告（毎月2回 1期・2期）

#### イ 年間収入調査票

自計申告（調査の開始月）

#### ウ 世帯票

他計申告（調査の開始月）

### (4) 調査の内容（調査世帯が自ら記入（自計申告）するもの）

ア 家計簿の記入

(ア) 勤労者世帯、無職世帯については、家計上の収入及び支出を記入する。

(イ) 勤労者・無職以外の世帯については、家計上の支出を記入する。

イ 年間収入の調査

全世帯について、過去1年間の税込みの収入を年間収入調査票により調査する。

(5) 調査票の提出

調査員は、調査票を審査し、都の指定した期日までに提出する。

9 集計

東京都生計分析調査の結果は、総務省が実施している家計調査と合わせて集計する。

集計に当たっては、区部と市部で調査世帯の抽出率が異なるため、抽出率の低い区部は過少評価される。そのため、区部の抽出率が市部の抽出率と同じになるように調整係数を定め、区部の調査世帯ごとに乗じて推計している。

10 調査結果の公表

収入階層別、世帯人員別、世帯類型別、住居所有形態別、住宅ローン返済の有無別等、多角的に集計分析を行い「都民のくらしむき」として公表する。

(1) 月報

調査の翌々月（ホームページのみ）

(2) 年報

調査の翌年4月下旬（ホームページ及び刊行物）

11 調査結果の利用状況

(1) 上下水道料金の算定基礎資料

(2) 都民経済計算、東京都産業連関表、東京都第3次産業活動指数の基礎資料

(3) 東京の産業・雇用就業統計の基礎資料

(4) 住宅政策の基礎資料

(5) 賃金基準の算定資料

(6) 区・市統計資料作成の参考資料

(7) 職員の給与に関する報告と勧告の基礎資料

(8) 大学等における研究等の資料

(9) 保険会社等での老後の生活設計等の参考資料